

# ソーシャルファームの推進

## ～障害者の労働権を満たす社会の構築を目指して～

○吉崎 未希子（有限会社人財教育社 代表取締役）  
○堀井 はな（就労移行支援事業所ベルーフ）

### 1 はじめに

障害者取り分け精神障害者の就労は、どの社会でも解かなければならぬ人類的な課題である。Social Firm ソーシャルファーム（以下「SF」という。）とは、この課題に40年取り組んできたヨーロッパが生み出した、障害者と非障害者が共に働く企業のことである。イタリアのコープラティーバに端を発するヨーロッパSFの現在のお手本は、ドイツである。ドイツのSFは、2025年7月現在で1,000社を超えており、雇用されている障害者も3万人を超えてい。一般企業の障害者雇用率5.0%と合わせると、実に日本の数倍の障害者に対し、生活と労働という基本的人権を満たす社会が成立することになる。

日本の障害者雇用もこの20年で大きく変化し、法定雇用率、達成率ともに上昇したが、規模の面ではまだまだ追いついていない現状があり、こうした他国の取り組みから学ぶものがあるのではないか。これが、当社がSFの調査研究を始めたきっかけである。

当論文は、ドイツ及びヨーロッパのSFの歴史・原則・実態について、2009年～2025年の間に当社が行った視察調査内容を基にしている。更に、日本における社会システムとしてのSF制度の構築推進の為に発表するものである。



2025年6月 ドイツ・ベルリンのFAF訪問

### 2 SFの歴史

イタリアの自助企業が始まったのは1979年のことである。F. Basagliaの提唱と実践により、1978年、一八〇号法が成立・施行された。一八〇号法とは、精神病院を全面廃止し、精神保健センターの24時間365日支援の下で、精神障害者が生活者として地域で暮らすことを目指すものである。type B social co-operativesと呼ばれるイタリアSFは、その実践の中から障害者の労働の必然性をもって生まれた。

ドイツでも、Prof. Dr. Dr. K. Dörnerが精神障害者の生活者への道を拓いた。当Gütersloh病院の院長であったDörner博士は、453人の精神障害者の治療の転換を行い、自立して生活※する道を拓いた（※ここで言う「生活」とは、衣食住に自立して生きることが出来ることを指す）。しかし彼らは博士にこう訴えたという。「今まで自分のための人生だったが、他人のために役立つ人生を歩みたい。」博士はこの訴えに心を打たれ、協力者たちと共に彼らの働く場所を創った。それがドイツ初のSF、Dalkである。

P. Stadlerは、FAF (Fachberatung für Arbeits- und Firmenprojekte gGmbH : 仕事と企業プロジェクトのための専門コンサルティング) の前代表である。Stadlerは、それまで労働力として考えられていなかった障害者が適切な支援を受けることで一人前の労働者としての生産性を担保できることを、「社会会計」という試算で証明した。この試算が地元ラインラント - プファルツ州を動かし、1990年代後半には、州立モデル事業として重度障害者（Schwerbehinderte Menschen）の働く場として位置付けられることとなった。

その後ドイツでは、2001年SGB IX (Sozialgesetzbuch IX／社会法典9条) が施行され、SFの公益性が統合事業（Integrationsprojekt）として制度的に認められ、SFは急速に増加した。

ヨーロッパ全体でも、障害者が社会で働くしくみを創り出そうとする取り組みが始まった。当社が2010年から入会しているSFE-CEFECは、1987年に発足したNGOで、正式名称をSocial Firms Europa - Confederation of European Firm, Employment initiatives and Co-operative for people with mental health problem : 精神障害者の雇用に関する推進と協同を図るヨーロッパ企業連合という。会員は、EU圏を中心に30か国以上に上り、持ち回りで年次会議を開いて各国の取組みを学び合う取り組みを行っている。近



2025年7月 CEFEC年次会議参加

年は、EUから予算を受けSFの起業家を育てる等、新しい試みにも積極的である。

### 3 SFの原則

SFは、ドイツではIntegrationprojekt（統合事業）と名付けられている。SFの定義は、現在のEU基準によると次の4点に纏められる（図1）。

- 雇用している者の25～50%が障害者である。
- 通常の労働契約を結んでいる。
- 標準的賃金であること。
- SFの売上の65～90%を、一般市場から得ている。

図1 SFの定義

つまり、障害者と非障害者が共に、競争力を持つ商品・サービスを生み出し、市場を自ら創り出す企業体のことをSFと呼んでいる。

当社が2014年2月に実施したSF視察ツアー中、FAFのStadler氏が行ったセミナーの中で、SFは日本の障害者施策の何に相当するか議論したことがあった。一般企業ではないが、では特例子会社なのか、就労継続A型・B型事業所なのか——最終的に「やはり全く違う思想と哲学で生まれた別の事業体である」という結論となった。法により規定されている点では福祉事業と近いが、標準賃金や通常の労働契約という点が当てはまらない。4つ目の定義の「売上の7割以上を一般市場から得る」に関しては、該当する特例子会社は一部に限られるだろう（図2）。



図2 2014年当社主催ツアーの現地セミナー

最も近い概念としては、当時国立社会保障・人口問題研究所所長であった京極高宣氏が『職リハネットワーク2009年9月 No.65』の特集「障害者の就労支援はどうあるべきか？—新たな中間的就労の創造的開発を！—」で述べている“中間的就業の場”である。氏は福祉的就労と一般的就労の間の断絶を埋め、能力向上に応じて収入が増えるしくみの導入を推奨しているが、正にこれをドイツでは国家として制度化したのである。

### 4 SFの実態

実際に訪問したSFは数十箇所に及ぶが、ここでは割愛し、詳細はポスターセッションで紹介する。

### 5 おわりに

ここまで、ヨーロッパSFの歴史・原則・実態について述べて来た。その目的は、日本における社会システムとしてのSF制度の構築推進であり、それにより障害者の労働権を満たすことであるが、最後に私たちが構想するSFのコンセプトを記し結びとする。

『私達は障害者が働く意思を持ち、分け隔てなく社会で働く機会をつくるのを目的としている。分け隔てなくとは、能力に応じて働く機会を得、成果に応じて正当な賃金が支払われる事である。その為の機会としてソーシャルファームを設立する。市場競争に伍して存続するのはソーシャルファームの重要な要件であるが、存続の為に勝つ事が目的ではない。一般市場での障害者の働く機会を、現在と将来に亘って広げていくのが目的である。

働く機会を広げるためには、職業における専門性が不可欠である。その為にソーシャルファームでは専門性の練磨が継続的に求められ、全ての共に働く人々は日進月歩の向上を義務とする。その為に、どんな分野の仕事にもソーシャルファームはチャレンジし、可能性を広げていく事を使命とする。』

#### 【参考文献】

- [Social Firms Europe CEFEC - A Network for your social economy vision 2025] SFE-CEFEC (2025)
- [Social Firms & Different Approaches – “Linz Appeal” Part B Update 2012] SFE-CEFEC (2012)
- [Beyond the walls] Tresini, Lorenzo (2012)
- [Helfensbeduerftig (支援が貧困を招く)] Dörner, Klaus (2012)
- [Successful structures to develop Social Firms in Germany] FAF (2010)
- [Die Entwicklung von Integrations firmen] Stadler, Peter (2005)

#### 【連絡先】

吉崎未希子  
有限会社人財教育社  
e-mail : yoshizaki@jksgm.jp